

**立教大学国際学術研究交流制度
在外研究
2017年度研究成果報告書**

研究代表者	所属部局・職		氏名	
	法学部・准教授		許 淑娟 印	
研究課題	脱植民地化時代における国際空間秩序の位相			
全研修期間	2017年 8月 29日 ～ 2018年 3月 31日 (215日間)			
経費	年度	申請額	所属学部からの補助額	助成額
	2016年度	円	円	円
	2017年度	1,992,670円	1,600,000円	392,670円
主な滞在国 及び 研究機関名	国名	研究機関名		
	大韓民国	ソウル国立大学校法学研究所		
研究成果の概要 (図・グラフは使用しないこと)				
<p>脱植民地化の動きは領域法にどのような影響を与えたのか。脱植民地化時代の領域法はどういったものであり、どういったものであるべきなのか。この問いに対して、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序を扱った国際判例の再検討、および、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序に関する歴史的知見の吸収が本研修における目的である。</p> <p>この問いの前提として、従来の「伝統的な」領域法がどういったものであったかを再確認する必要がある。伝統的とカッコつきで論じるのは、ヨーロッパ列強による植民地化の正当化のために構想された新しい領域法であるにもかかわらず、ローマ法を借用することによって伝統的な見目を獲得したためである。非ヨーロッパとの違い、それに対する優越性を正当化するために、主権、領土、国家、戦争といった国際法の基本概念が成立したということは国際法における批判法学的アプローチの成果といえよう。</p> <p>ローマ法の借用が可能であったのは、国家権力の行使の対象範囲である領土をあたかも「物」のように扱ったためである(領土のドミニウムの把握)。こうした構成が可能であったのは、国家による統治のあり方をヨーロッパを範型とすること、そして、それ以外の統治をおこなう国家は国家と認めず、統治されていない未開の地(無主地)とみなすという虚構と、それを最終的に担保し得るヨーロッパの武力を含めた実力によるものであった。こうしたドミニウムの把握からより具体的かつ動的に領域支配そのものに接近しようとするものが「パルマス島仲裁」の立場である。本仲裁裁定において、仲裁人は、いわゆる実効的に領域を支配すること、すなわち、「主権の平穏かつ継続的な表示」の意義を敷衍してみせた。</p>				

研究成果の概要 (つづき)

しかしながら、植民地化以前の非ヨーロッパにおける領域秩序を扱った国際判例の再検討(リビア・チャド事件、カメルーン・ナイジェリア事件、リギタン・シパダン事件、エリトリア・イエメン仲裁)を行った。これらの判決においては、「主権の表示」というレトリックを用いているものの、そこで認められた領域支配は極めて希薄なものであったことは既に指摘されていたが、そうした希薄すぎる主権の表示の認定が、非ヨーロッパ国家における(ヨーロッパからみて)非典型的な領域支配に関連することが確認できた。

もっとも、非典型的な領域支配の評価軸は、あくまでも「主権の表示」アプローチの枠組内にとどまっている。そのなかで、**Uti Possidetis** 原則の拡大適用、**animus occupandi** や **act a titre de souverain** という形で当事国の主観的な意図への着目、**territorial domain** および人的な結びつきといった、「伝統的」な概念を用いながら、主権の表示アプローチを非典型的な領域支配に対して適用しているようにみえる。すなわち、脱植民地主義という文脈における主権の表示アプローチの一つのヴァージョンを提示したといえよう。

こうした判決における非典型的な領域支配に対する評価は、主権の表示アプローチのヴァージョン、あるいは、個別的適用にとどまるのか、あるいは、主権の表示アプローチを空洞化もしくは変質を及ぼしているのか。

たとえ変質だったとしても、ドミニウムの把握から領域支配そのものを動的に捉えるべく新しい領域法を示したフーバーほどの革新性は見出せないのであるが、今後、非典型的な領域支配に対する歴史的知見、とりわけ、そうした領域支配をヨーロッパ的なものに適合させるために、どのような置き換えを行ったのかを念頭に、非ヨーロッパ国家の領域支配に対する希薄すぎる主権の表示の認定の意義と限界を確定する作業が必要となる。

キーワード (研究内容をよく表しているものを5項目で記入)

[国際公法] [植民地主義] [脱植民地化] [領域法] [海洋法]

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文(著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書(著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催(会名、開催日、開催場所)
- ④その他(学会発表、研究報告書の印刷等)

③ 『영토법의 과제』 KMI Colloquium, 2018年4月2日、Korean Maritime Institute (Busan, Korea)